

# 学費サポート制度

厚生労働省による「教育訓練給付制度」を利用すれば、最大60%もの学費サポートを受けることができます。  
 主な概要や支払いまでの流れは下記のとおり。詳しくは、ハローワークにも相談してみてください。

## > 一般教育訓練給付制度 NEW!!

**対象学科** 社会福祉士科通信課程

本校の社会福祉士科通信課程は、厚生労働大臣指定の教育訓練給付制度指定講座です。これは、雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった方(離職者)が、本校を卒業後(修了時)にハローワーク(公共職業安定所)に支給手続きを行い、一定条件を満たした方には相当する金額が給付される制度です。

【支払いまでの流れ】



※支給要件照会…教育訓練給付金の受給資格の有無及び受講を希望する講座が厚生労働大臣の指定を受けているかどうか、希望に応じて照会することができます。

## > 専門実践教育訓練給付制度

**対象学科** 社会福祉士養成科・精神保健福祉士一般養成科

専門実践教育訓練給付金制度を利用すると、厚生労働大臣の指定を受けた専門的・実践的な教育訓練を受講する際に教育訓練経費の40%(年間上限32万円)にあたる給付を最大3年間受けることができます。また、訓練の受講修了から1年以内に資格取得などを行い、雇用保険の一般被保険者として雇用された場合には、さらに20%の追加支給(合計で教育訓練経費の60%相当額)を受けることもできます。

最大 **60%**  
給付!

- 入学金
- 授業料
- 教材費

【支払いまでの流れ】



・受給要件の確認  
 ・キャリアコンサルティングの実施

・必要書類の提出  
 (受講開始日の1ヶ月前まで)

### 専門実践教育訓練の受講中

支給額 (受講者が支払った訓練経費×以下の場合)	支給額の上限	支給期間原則
<b>40%</b> 受講修了日から1年以内に資格取得し、かつ被保険者として雇用された又は雇用されている場合	<b>32</b> 万円/年 上記20%の追加支給を受けた場合は48万円/年	原則 <b>2</b> 年 資格につながる場合は最長3年
<b>20%</b> を追加支給		+

さらに 「教育訓練支援給付金」制度も利用可能  
 ※一定条件あり

専門実践教育訓練給付金の受給資格を持つ方のうち、**受講開始時に45歳未満**であることや専門実践教育訓練を修了する見込みがあることなど、一定の要件を満たす方は、訓練期間中に受けることができます。この教育訓練支援給付金の日額は、原則として**雇用保険の基本手当の日額の50%に相当**します。(この制度は平成30年度までの暫定措置です。)